

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

村 井 衡 平

筆者はさきに神戸学院法学第四卷二・三号ないし第六卷二号に七回に分けて連載した「離婚請求棄却事由の研究—互責論」において、問題を展開して行きながら、それをより良く理解できるようにするため、アメリカのそれぞれの州で、当初、離婚法がどのような過程を経て制定されるにいたったか、その事情もできるかぎり明らかにすることに努め、資料を入手できたいくつかの州については、相当くわしく説明しておいた。しかし、そこでは初期の離婚法の規定も断片的にししか触れることができなかった。これまで、このような資料がまとめて公表された例も見当たらないので、本稿では改めて、これらの規定の全文を紹介することにした。順序はばらばらであるが、カリフォルニア、アラバマ、ジョージア、オハイオ、ルイジアナ、ネブラスカおよびニューヨーク諸州につい

てみる。なお、一つ一つ断ることはしないが、これらの資料の約半分はハーバード大学ロー・スクール・ライブラリーより、他の半分は法務省図書館および国立国会図書館より入手したことを付記しておく。

カリフォルニア州

一八五一年三月二十五日に州議会で可決されて、「離婚に関する法律」(An Act concerning Divorce)との名称で Statute of California. second session. の一八六頁ないし一八七頁に掲載されている。

カリフォルニア州の人民は、上院および下院に代表を送り、ここに次のとおり、法律を制定する。

第一条 この州にある数個の地方裁判所は、それぞれの管轄区域内において、寢床と食卓からの離婚および婚姻の絆からの離婚を許す専属管轄権をもつものとする。

第二条 離婚は、寢床と食卓から、または婚姻の絆から許されるものとする。

第三条 それを請求する直前六カ月間、この州に居住していなかった人は、だれも、この法律の規定のもとで離婚を請求することを許されないものとする。

第四条 寢床と食卓から、または婚姻の絆からの離婚は、許されることができる。

1 婚姻のときに存在する生来の性交不能を理由に。

2 主張されている婚姻のとき、女性が十四才未満であり、その婚姻について、彼女の両親・後見人または彼女の身体に法律上の監護もしくは責任を負う人の同意を得ておらず、しかも彼女が十四才に達したのち、かかる婚姻が彼女の側から自発的に追認されなかったとき。

3 夫婦の一方による姦通を理由に。しかし、姦通をしたと訴えられている有責配偶者の請求にもとづくとき、訴えられている姦通が夫婦の共謀によるものであることが裁判所に明らかになるとき、または訴えられている姦通

を認識したのち、夫婦が夫および妻として同居していたことが明らかになるとき、いずれも離婚は許されないものとする。

4 いずれか一方の極端な虐待、常習的飲酒、いずれか一方による三年以上の期間にわたる故意かつ継続的な遺棄、夫が彼の妻に共同生活の必需品を供給する資力をもちながら、それを供給することを故意に怠ること、を理由に。

5 婚姻に対する当事者の一方の同意が、強迫または詐欺によって得られたとき、被害配偶者の請求にもとづく。

6 婚姻後、いずれか一方が重罪を犯し、刑罰が二年間の拘禁を下らないとき。

第五条 婚姻のときに存在する生来の性交不能を理由とする離婚の訴は、被害配偶者によるもの限り、許されるものとする。ただし、婚姻の挙式後、二年以内に提起されなければ、この限りでない。

第六条 妻の側の姦通を理由に離婚が許されるとき、訴えられている姦通以前に彼女が産み、または懐胎したどの子供の嫡出性も、離婚によって影響をうけないものとする。

第七条 どの離婚訴訟においても、裁判所は訴が係属している間、最終審理において、またはその後、妻の扶助および

婚姻による子供の扶養・教育のため、正当と判断される命令を発することができる。そして、爾後、子供の利益および福祉が必要とするところにしたいがい、いつでも、かかる命令を取消し、変更し、または修正することができる。

第八条 どの訴訟においても、被告が出頭しないとき、またはいづれか一方の自認もしくは供述のみにもとづいて、離婚は許されないものとする。しかし、すべての事件において、裁判所は、離婚原因として主張されている事実に関する証拠を要求するものとする。

右につづいて、「離婚に関する法律」と称する法律を改正する法律」が一八七〇年三月十二日に議会で可決され、Statute of California. 1869-70. の二九一頁に掲載されている。

カリフォルニア州の人民は、上院および下院に代表を送り、次のとおり、法律を制定する。

第一条 前記の法律の第四条は、次のとおり読まれるよう、ここに改正する。

第四条 寢床と食卓からの離婚または婚姻の絆からの離

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

婚は、許されることができる。

1 婚姻のときに存在する性交不能を理由に。

2 主張されている婚姻のとき、女性が十四才未満であり、その婚姻について、彼女の両親・後見人または彼女の身体に法律上の監護もしくは責任を負う人の同意を得ておらず、しかも彼女が十四才に達したのち、かかる婚姻が彼女の側から自発的に追認されなかったとき。

3 夫婦の一方による姦通を理由に。しかし、姦通をしたと訴えられている有責配偶者の請求にもとづくとき、訴えられている姦通が夫婦の共謀によるものであることが裁判所に明らかになるとき、または訴えられている姦通を認識したのち、夫婦が夫および妻として同居していたことが明らかになるとき、いずれも離婚は許されないものとする。

4 いづれか一方の極端な虐待（他方に重大な身体的または精神的苦痛を加えることによる）、常習的飲酒、いづれか一方による三年以上の期間にわたる故意の遺棄、夫の側が扶養料を供給する資力をもちながら、二年間その供給を故意に怠ること、または夫

の怠惰・不品行もしくは浪費により、それを供給しないことを理由に。

5 婚姻に対する当事者の一方の同意が、暴力または詐欺によって得られたとき、被害配偶者の請求にもとづき。

6 婚姻後、いずれか一方が重罪を犯した場合。

第二条 夫婦はいずれも、かかる訴訟の審理において、証人となることができる。しかし、他の証拠によって補充されなければ、彼等の証言にもとづいて離婚は許されないものとする。

第三条 この法律は、即時に施行するものとする。

アラバマ州

アラバマ州における最初の離婚法は、一八五二年の統一的な法典である Alabama Code の第二部第五章第一節に、「離婚および扶養料」(Divorce and Alimony)として、三七八頁より三八〇頁にかけて掲載されており、第一九六一条より第一九八〇条がこれに当る。

(衡平法裁判所が離婚判決を言渡す)

第一九六一条 衡平法裁判所は、次の原因により、被害配偶者によって裁判所に提出された訴にもとづき、婚姻の絆から人々を離婚させる権限をもつ。

1 (性交不能を理由に)

夫婦の一方が婚姻のとき、婚姻状態に入ることが肉体的に無能力であり、しかも不治であったとき。

2 (姦通)

姦通を理由に。

3 (遺棄)

訴の提起の直前三年間、自発的に寢床と食卓から妻を遺棄したことを理由に。

4 (刑務所に七年間拘禁)

刑の宣告は七年またはそれ以上の期間であるとき、この州または他のどこの州の刑務所に二年間拘禁されていること。

(もし妻が婚姻のとき妊娠しておれば)

第一九六二条 夫による認識または媒介なしに、妻が婚姻のとき妊娠していたならば、夫の利益のために。

(夫による虐待)

第一九六三条 夫が妻の身体に現実的な暴力を加え、生命ま

たは健康に危険を伴うか、もしくは夫の行為から、かかる暴力が加えられることが合理的に理解されるとき。

(かかる訴における手続方法)

第一九六四条　ここで別の指図がある場合を除き、手続は、すべての点において、衡平法裁判所の他の訴訟と同様に行われなければならない。離婚が請求される原因は、訴状のなかに主張されなければならない。それに対し、他方は被告とされなければならない。そして、非居住者であれば、他の衡平法裁判所の訴訟と同様に公表されなければならない。(答弁書は宣誓しなくともよい。宣誓しても、単なる弁解と考えられる。)

第一九六五条　被告は、答弁書の真実であることを、宣誓のうえ宣言する必要はない。そして、宣誓がなされるかどうかを問わず、それは事件における証拠ではなく、訴状の主張を争う以外の効力をもたない。

(離婚が禁止される場合)

第一九六六条　離婚は、夫婦の双方または一方の自認にもとづいて与えられることはできない。離婚を達成するため、他方の同意を得て、一方が發通したことが明らかになるとき、夫婦双方が發通したとき、有責配偶者の自認により、

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

罪が犯されたことを認識したのち、抱擁することにより、發通が有責されたとき、訴訟が有責な行為の発見より一年以内に提起されなかつたとき、または夫が妻の發通を了解もしくは承認していたとき、も同様である。

(遺棄を理由とする訴訟は、それを提出する当事者が三年間、誠実に住所をもっていたのでなければ、考慮されない。)

第一九六七条　自発的遺棄を理由とする離婚の訴状は、それを申請する当事者が夫か妻かを問わず、訴状を提出する直前三年間、この州に誠実に住所をもっていたことを訴状のなかで主張かつ立証しなければ、提起することはできない。(訴状、どこに提出するのか)

第一九六八条　離婚の訴状は、被告が居住する地域を管轄する衡平法裁判所に提出されなければならない。被告が非居住者であるときは、他方配偶者の居住する管轄地域において、提出されなければならない。

(被告が非居住者であるとき、原告はここに一年間居住したことが必要である)

第一九六九条　被告が非居住者であるとき、他方配偶者は、訴状の提出に先立ち、この州に一年間、誠実に居住してい

たことが必要である。これは訴状のなかで主張され、立証されなければならない。

(訴訟の係属中、妻への手当)

第一九七〇条 離婚訴訟の係属中、裁判所は、妻の扶養のため、夫の財産から、彼の財産および夫婦の生活条件にふさわしい手当を与えなければならない。

(妻に離婚判決が言渡されるとき、夫の財産からの手当)

第一九七一条 妻が特有財産をもたないか、またはそれが彼女を扶養するに充分でないとき、大法官は、離婚を許すと同時に、夫の財産から、その価額および彼の家族の条件を考慮し、妻に手当を支給する判決を言渡さなければならない。
い。

(妻が勝訴するとき、手当は自由に決められる)

第一九七二条 離婚が、夫の非行を理由に、妻に有利に許されるるとき、手当は、夫の家族の条件および事件のあらゆる事情を考慮し、夫の財産が許すかぎり豊富なものでなければならない。

(妻が負訴するとき、手当は適度のものとされる)

第一九七三条 妻の非行を理由に、夫の有利に離婚が許されるとき、手当は、夫の能力および妻の非行の性格により、

調整されなければならない。

(姦通を理由とする離婚は、妻の寡婦産を阻止する)

第一九七四条 妻の姦通を理由とする離婚は、彼女が夫の財産のうえに寡婦産および配分的利益持分をもつことを阻止する。

(妻の妊娠を理由とする離婚による子の非嫡出化)

第一九七五条 妻が婚姻のときに妊娠していたことを理由に、離婚が夫に許されるとき、子供は、それによって非嫡出子とされる。

(離婚は妻の財産の管理を奪う)

第一九七六条 離婚は、夫の手から、彼の妻の動産に及ぼすすべての管理を奪う。

(離婚を許すことによる子供の処置)

第一九七七条 離婚を許すに当り、裁判所は、婚姻より産まれた子供の監護・教育を、両親の道徳的性情および慎重さ、子供の性別を考慮し、正當かつ適切と思われるところにしたがい、父または母に与えることができる。そして、訴訟の係属中、子供の安全および幸福がそれを要求するような、子供の監護に関する命令を発することができる。

(離婚にもとづいて、訴訟手続の謄本が下院の議長に送付さ

れる)

第一九七八条 離婚判決が言渡されるとき、原告の請求にもとづいて、訴訟記録の完全な写しを作成し、認証するのは、記録係の義務である。写しは封印され、下院の議長に送付されなければならない。議長により、写しは、憲法の規定にしたがい、その会期中に、下院に提出される。

(寢床と食卓からの離婚の原因)

第一九七九条 原告配偶者が寢床と食卓からの離婚のみを望むとき、大法官は、夫婦の一方の虐待、または婚姻の絆からの離婚を正当とするどれかの原因にもとづいて、寢床と食卓からの離婚判決を言渡すことができる。この判決は、立法部による承認を必要とすることなく、夫婦の間で終局的なものである。

(かかる事件の訴訟手続)

第一九八〇条 かかる事件における訴訟手続は、すべての点において同一であり、裁判所は、夫の財産から妻に手当を与え、また婚姻の絆からの離婚に関する本節の規定にしが、婚姻から産まれた子供の監護および教育の費用を用意するについて、同一の権限をもつ。

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

オハイオ州

オハイオ州で最初の離婚法は、ノースウエスト準州の時代、一七九五年に制定され、「離婚に関する法律」(A Law respecting Divorce) 1、Northwest Territory: Laws adopted and made by Governor and Judges. 1795. (Maxwell's Code)の一八二頁ないし一八四頁に掲載されており、六カ条から成っている。

マサチューセッツ法典より採用され、一七九五年七月十五日に知事A・S・クレアー、裁判官J・C・シームズおよびG・ターナーにより、シンシナターにおいて公布された。

(離婚原因)

第一条 婚姻の予告からの離婚は、当事者の一方が二度目の婚姻を準式するとき、前婚の妻または夫が生きていたこと、もしくは夫婦の一方の性交不能または姦通を理由に、言渡すものとする。

第二条 寢床と食卓からの離婚は、夫婦の一方の極端な虐待を理由に、許されるものとする。

(妻の扶養料、いつ、いかにして与えられるか)

(六一七) 二五七

第三条 離婚が正当な原因または夫からの侵犯にもとづいて言渡されるときはいつでも、妻は、婚姻より産まれた子供が離婚のときに生きていなければ、彼女のすべての土地・保有財産および相続不動産を回復するものとし、そして婚姻により、または彼の才能により、彼の所有となった夫の動産を考慮し、その動産より、裁判所が合理的と判断する扶養料の支払いをうけることを許されるものとする。しかし、離婚のときに子供が生きておれば、そのとき、裁判所は、回復を命令し、または手当を許すことに関し、事情がそれを要求すると判断するところにより、いずれか一方の請求にもとづいて、ときとして、任意に、必要と思われる変更を加えることができる。

(妻の財産の回復および子供の分配)

第四条 離婚が妻の側の原因または侵犯により生じるとき、婚姻の生計がそこに求められているかどうかを問わず、裁判所は、彼女の土地・保有財産および相続不動産の全部または一部を、彼女に回復させることができる。そして、適当と判断される扶養料を与えることができ、また彼等の子供を（もしあるならば）裁判所が適当と判断するところにより、夫婦の間に分配することができる。

(どの裁判所が管轄権をもつか)

第五条 議会および巡回裁判所は、請求されたすべての離婚について、唯一の管轄権をもつものとする。そして、その裁判官は、彼等の判決を遂行するため便宜と考える手続を用いることができる。彼等はそれが適当と考えるときはいつでも、夫を強制し、宣誓のうえ、彼は、どの動産を彼の妻の権利によって受領したのか、いかにしてそれが処分されたのか、そして離婚のとき、どれ位の部分が彼の手に残っていたのか、説明させることができる。

(離婚事件の手続)

第六条 離婚訴訟または扶養料請求の訴訟は、同一の裁判所に提起されることはできないものとする。ただし、原告配偶者が彼または彼女の申立を本来の書記の事務所へ提出し、そのなかで彼または彼女の申立を特別に陳述し、他方配偶者がこの準州内に居住しているならば、その証明謄本、および彼または彼女に、該裁判所の開廷期間に先立つ少くとも十四日以前に、訴訟が審理される裁判所に出頭すべく命じる呼出状を送達させるか、さもなければ、裁判所が命じる方法により送達されるならば、この限りでない。そして、被告配偶者が夫婦の在来のある郡内にいないとき、

かかる呼出状は、その郡内で公刊される新聞紙上に、少くとも一週間に一度、二十週の間、掲載されるものとする。

かかる新聞が発行されていないとき、呼出状は、準州の新聞の一つに掲載され、その写しは、本来の郡の裁判所の建物の扉に張りつけるものとする。しかし、被告配偶者がたまたま準州外にいるとき、かかる呼出状を該準州の新聞の一つに、少くとも一週間に一度、二十週の間、掲載することにより、通知されるものとする。前記の裁判所は、この法律が真正に意図するところにしたがい、かかる訴訟を指揮し、最終的に係争点を決定するに必要なすべての権限をもつものとする。

右にのべたことは、準州の法律となるべきことがここに宣言される。ついで、十月一日より施行される。それを証言するため、われわれ、A・S・クレアー、J・C・シームズおよびG・ターナーは、準州の印章をここに押し、われわれの氏名でそれに署名した。

A・S・クレアー

J・C・シームズ

G・ターナー

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

ジョージア州

ジョージア州の最初の離婚法は、一八五〇年二月二十二日に議會を通過した五カ条から成る「離婚に関する法律」(An Act in relation to Divorces) である。A Digest of the Statute Laws of the State of Georgia. (Cobb's Digest) vo 1. 1. の二二六頁に掲載されている。

(完全離婚の許される原因)

第一条 この法律が議會を通過したとき、そしてそれ以降、次の事柄が、それにもとづいて婚姻の絆からの離婚が許されるべき原因または法律上の原則となるものとする。すなわち、

- 1 血族または姻族で、レビ記のなかの律法に定められる親等内にある人々の近親婚。
- 2 婚姻のときの精神的無能力。
- 3 婚姻のときの性交不能。
- 4 婚姻の目的を達成するための暴力・威嚇または強迫。
- 5 婚姻のとき、妻が妊娠しており、夫がそれを知らないこと。

6 婚姻後、夫婦の一方の姦通。

7 三年間の、夫婦の一方の故意かつ継続的な遺棄。

8 夫婦の一方が背徳を含む犯罪により有罪評決をうけ、

それにもとづいて、彼または彼女が二年またはそれ以上の期間、刑務所に拘禁されるべき判決言渡をうけたこと。

(虐待的処遇および常習的酩酊)

第二条 夫婦の一方から他方に対する虐待的処遇または常習的酩酊の場合に、陪審は、かかる事件の事情にしたがい、婚姻の絆からの離婚とするか、または寢床と食卓からの離婚とするか、決定することができる。

(共謀または互責の場合、離婚は許されない)

第三条 訴えられている姦通・遺棄・虐待または酩酊が、夫婦の共謀により、しかも離婚原因とする意図でなされたか、原告がそれに承認を与えていたか、または夫婦双方は同様の非行について有責であったならば、そのとき、離婚は許されないものとする。

(部分的離婚)

第四条 この法律の第一条および第二条にのべられた以外のすべての他の原因は、ただ、寢床と食卓の離婚についての原因になるものとする。

(回復され、有効と宣言される法律)

第五条 離婚およびそれを得るために必要な手続の形式に関して現に効力をもつすべての法律で、この法律と矛盾しないものは、そのまま引き続き、完全な効力をもつ。

それより約十年後、一八六一年法は第二編第二章第一節を「家族関係」(Domestic Relation)とし、第一款に「離婚およびそれを得る方法について」(of Divorces and How obtained)と題し、第一六六九条ないし第一六八七条に詳しく規定を設けており、The Code of the state of Georgia, 1861. の三三三頁から三三六頁にみられる。

(完全および部分的。一つの評決)

第一六六九条 離婚は上級裁判所によって許されることができ、そして完全離婚または寢床と食卓からの離婚の二種とする。完全離婚のためには、同一または別個の開廷期における二つの特別陪審の競合する評決が必要とされる。寢床と食卓からの離婚は、一つの特別陪審の評決にもとづいて許されることができる。

(完全離婚の原因)

第一六七〇条 次に掲げる原因は、完全離婚を許すことを正当とするに充分なものとす。

1 血族または姻族で、禁止された親等内にある人々による近親婚。

2 婚姻のときの精神的無能力。

3 婚姻のときの性交不能。

4 婚姻を得るための暴力・威嚇・強迫または詐欺。

5 婚姻のとき妻が妊娠しており、夫がそれを知らないこと。

6 婚姻後、夫婦の一方の姦通。

7 三年間の、夫婦の一方の故意かつ継続的な遺棄。

8 夫婦の一方が背徳を含む犯罪により有責判決をうけ、

それにもとづいて、彼または彼女が二年またはそれ以上の期間、刑務所に拘禁されるべき判決言渡をうけたこと。

(裁量—どの原因でも)

第一六七一条 夫婦の一方の虐待的処遇または常習的酩酊の場合、陪審は、彼等の裁量にもとづいて、完全または部分的離婚のいづれかを許すことができる。

(部分的離婚の原因)

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

第一六七二条 寢床と食卓からの離婚は、一七八四年五月四日以前にイギリスの裁判所において充分とされていた原因にもとづいても、許されることができる。

(宥恕・共謀など)

第一六七三条 訴えられている姦通・遺棄・虐待または酩酊が、夫婦の共謀により、しかも離婚原因とする意図でなされたか、原告配偶者がそれに承認を与えていたか、夫婦双方が同様の非行について有責であったか、または訴えられている行為のち、しかもそれに気付きながら、自発的に宥恕し、かつ同居したならば、そのとき、離婚は許されないものとする。また、すべての事件において、被告配偶者は、原告配偶者の行為を抗弁として主張することができ、そして陪審は、事件全体を調査したのち、離婚を拒否することができ。

(当事者の自認)

第一六七四条 姦通または虐待的処遇をした旨の当事者の自認は、非常に用心深くうけ取られるべきであり、補強証拠によって支持されておらず、また訴訟における証拠とする目的でなされたとき、離婚を許すのに充分とは考えられない。

(六二二) 二六一

(訴訟手続)

第一六七五条 離婚訴訟は、通常の訴訟と同じく、訴状および被告呼出状により、他の事件と同じく提出され、送達されるものとする。ただし、被告がこの州の住民でなく、送達が、衡平法の事件についてこの法典中に規定されるところにより、完成されるべきときは、この限りでない。訴答に関する同様の規則は、他の訴訟におけると同じく、適用されるものとする。

(目録)

第一六七六条 すべての離婚訴訟において、原告配偶者は宣誓のうえ、訴提起のとき―夫婦が別居しておれば、別居のとき―夫婦によって所有または保持されていた財産の目録を、妻の特有財産があれば、それを区別し、提出するものとする。この目録は、訴状と同時に、または訴訟の審理中、裁判所の命令にもついで、提出されるものとする。訴訟において、最終評決を答申する陪審は、妻のために終身扶養料を、不動産全体またはその他から、夫の経済状態およびそこから財産が妻のものに入る財源にしたがい、支給することができる。

(訴訟審理中の譲渡)

第一六七七条 別居後、夫によるどの財産の移転も、善意で、先在する債務を支払う場合を除き、それについての信託財産授与を避けるため、事件に関する陪審の最終評決にしたがい、権限を譲渡しないものとする。

(陪審の評決)

第一六七八条 陪審の評決は、許される離婚の種類を特定し、目録に記載された財産の処分を行うものとする。

(再審理)

第一六七九条 再審理は、他の事件と同じく、離婚の申立にもつづく評決に対し、許されることができる。

(判決)

第一七八〇条 離婚事件において財産を処分する陪審の評決は、裁判所により、かかる判決を裁判記録に登載するか、またはそれを有効かつ充分に執行するため、衡平法裁判所において普通に用いられる他の手段をとり、実行されるものとする。

(良心的ためらい)

第一八一一条 離婚を許すについて良心的ためらいをもつ陪審員は、かかる申立に関し審理する資格を有しない。原告の請求にもついで、裁判所は、かかるためらいに関し、

陪審員名簿を調査することができる。

(完全離婚の効果)

第一六八二条 完全離婚は、婚姻を当初から無効ならしめる原因を理由とする場合を除き、その言渡のときから婚姻を無効とする。しかし、いかなる離婚事件においても、妻が婚姻のとき妊娠していた場合を除き、子供が非嫡出子とされることはない。

(再婚)

第一六八三条 婚姻が当初より無効であった場合を除き、被告配偶者は、完全離婚を許されるにもかかわらず、他方配偶者の生存中、再婚を許されないものとする。かかる再婚をしたとき、被告配偶者は重婚の罪に問われるものとする。

(部分的離婚の効果)

第一六八四条 寢床と食卓からの離婚は、いずれの当事者にも、再婚を許さない。そして、陪審の評決により、妻の扶養のために十分な用意がなされるとき、夫は妻の将来の扶養に関して、責任を負わされないものとする。妻は、寢床と食卓からの離婚後、彼女の収入および財産並びに自由に関して、独身の婦人となるものとする。

(子供の監護)

アメリカカ諸州にみる初期の離婚法

第一六八五条 離婚の許されるすべての事件において、出妊

した当事者は、婚姻より産まれた未成年の子供の監護をする権利をもつものとする。裁判所は、しかしながら、健全な裁量を行使し、すべての事情を考慮に入れ、しかも夫婦双方を審問したのち、夫婦の一方または双方の監護から子供を引き上げ、彼等を、必要ならば、裁判官により指名される保護者に託し、子供に関して別の処分をすることができる。裁判所は、離婚の申立が係属中でも、これと同様の裁量を行使することができる。

(回復された同居)

第一六八六条 寢床と食卓からの離婚をした夫婦は、その後の和諧にもとづき、まず、その趣旨の合意書を離婚が許された郡の裁判官の事務所に提出し、裁判官によって証明されることにより、夫および妻として再び同居することができる。

(一方的事件)

第一六八七条 手続が一方的に行われる離婚事件において、離婚原因が適法であり、証拠によって支持されているかどうか、調査すること、または彼のかかる義務を免れるため、法務次官もしくは裁判所の他のだれかを代理人に任命する

ことは、裁判官の義務である。

ルイジアナ州

ルイジアナ地方が一八〇三年にフランスから購入され、その一部がルイジアナ州の前身たるオルレアン準州となった。

そして、一八〇八年三月三十一日、第二回準州議会の第一期において議会を通過し、英語とフランス語で書かれた民法典が制定された。「オルレアン準州に現在施行中の民法ダイジェスト」(Digest of the Civil Law Now in the territory of Orleans)と名付けられる。当面の問題たる離婚は第四編「夫と妻」のなかで、第五章「婚姻の解消」として規定され、さらに第六章「再婚について」につき、第五編「寢床と食卓からの別居」を定めている。これらの規定は Louisiana: Digest of Civil Laws, Territory of Orleans, English and French, 1808 の二八頁乃至三三頁に掲載されている。

第五章 婚姻の解消について

第三〇条 婚姻の絆は、解消される。

- 1 夫または妻の死亡により
- 2 本編第三章に列挙された原因の一つを理由に婚姻が

無効になるときはいつでも、または法律によって許される場合、不在を理由に別の婚姻が契約されるとき

寢床と食卓の別居は、婚姻の絆を解消しない。別居した

夫および妻は自由に再婚することはできないが、彼等が夫婦として同居すること、および彼等の間に存する共通の利害関係は、終了する。

第六章 再婚について

第三一条 妻は、彼女の前婚が解消後、十カ月にいたるまで、別の婚姻を自由に契約することはできないものとする。

第五編 寢床と食卓からの別居

第一章 寢床と食卓からの別居の原因

第一条 地域の法律にしたがって以前に存在した寢床と食卓の別居は、次の原因によって行われるものとする。

第二条 夫は、彼の妻の側の姦通の場合に、別居を請求することができる。

第三条 妻もまた、夫が妾を彼等の共同の住居に引き入れた

場合、彼女の夫の側の姦通のときに、別居を請求することができる。

第四条 夫婦は、かかる酷使が彼等の共同生活を耐えがたいものにするとき、彼等の一方から他方に対する不行跡・虐待的処遇または侮辱を理由に、互いに別居を請求することができる。

第五条 別居は、また次の場合に、互いに請求することができる。すなわち、

- 1 夫婦の一方から他方に対する公的名譽毀損を理由に
- 2 彼の妻による夫の遺棄、および彼女の夫による妻の遺棄を理由に
- 3 夫婦の一方から他方に対する生命侵害の企てを理由に

第二章 寢床と食卓からの別居の手續について

第六条 別居は、管轄権をもつ裁判所の面前において請求され、掲訴され、そして審理される。

かかる請求は、仲裁人の面前に提出されることはできない。

第七条 夫婦の一方による遺棄を原因とする別居は、彼また

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

は彼女が、自分自身で共同の住居から合法的な原因なくして姿を消し、たえず、他方との共同生活に復帰することを拒否し、しかもかかる拒否が、のちに示される方法で証明されるときに限り、許されることができる。

第八条 合法的な原因のある夫または妻の不在は、不在者から音信のなかったことが明らかでも、別居の請求を許すことはできない。ただし、不在者の名称でよばれる人は、この限りでない。

第九条 夫または妻が責を負う遺棄は、一月毎に三回くり返えし、彼または彼女に対して、婚姻住所の場所に復帰すべきことを命令する呼出状により、証明されるべきである。そして、かかる要求にしたがうべく判決が言渡され、該判決は、彼または彼女に対し、一月毎に三回くり返えし、告知されるべきである。

呼出状および告知は、彼または彼女がこの準州に居住しており、しかも寢床と食卓からの別居の訴訟を提起する夫または妻の請求により、その目的のために裁判官によって彼または彼女のために任命されるべき弁護士に居所にいないとき、彼または彼女に対し、彼または彼女の在来の居所になされるものとする。

第三章 別居訴訟に伴う仮の手續について

第一〇条 婚姻より産まれた子供のある場合、夫婦双方により子供の仮の世話が請求されるとき、訴訟がなお係属中で未解決であれば、原告・被告を問わず、子供の世話は夫に託されるものとする。ただし、全部または一部、それを夫から奪うべき強い理由があり、それに関する決定が裁判官の裁量に委ねられるときは、この限りでない。

第十一条 別居を請求する妻が、夫の住居を立ち去り、または立ち去る意思を表示したとき、裁判官は、訴訟が終結するまで、彼女の住むべき家を指定するものとする。

妻は、彼女がそうすることを要求されるたびに毎に、該居所を証明するものとする。そして、かかる証明のないとき、別居に関するすべての手續は、停止されるものとする。

第十二条 別居訴訟中、妻が彼女の扶養のために充分な収入をもたないとき、裁判官は、夫の資力に応じて、彼女に扶養料を与えるものとする。

夫は、この扶養料の支払いを強制されることはできない。ただし、妻が裁判官によって指定された家に継続して住居していることを証明するときは、この限りでない。

第十三条 別居訴訟中、妻は、彼女の権利を保全するため、夫の所有する動産および不動産に関し、財産目録および財産評価が作成され、またいかなる方法にせよ、夫が該財産のどの部分を処分することも禁止する、差止命令を請求することができる。

第十四条 別居訴訟が提起される日から、夫は夫婦共同体のため、どのような債務を契約し、また不動産もしくは共同体に属する奴隷を譲渡することも、許されないものとする。そして、爾後、彼によってなされたどの譲渡も、かかる譲渡が妻の権利を侵害する詐欺的な意図でなされたことが立証されるとき、無効となるものとする。

第四章 寝床と食卓からの別居の訴訟に対する

異議について

第十五条 別居訴訟は、かかる訴訟に原因を事実ののち、または訴訟が開始されたのち、夫婦が和諧するとき、消滅すべきものとする。

第十六条 いずれの場合も、原告は、彼の訴訟を許されないことを宣言されるものとする。しかし、彼は、和諧後に生じた原因により、しかも彼の新たな訴訟を補強するため、

以前の理由を利用し、新たな訴訟を自由に提起することができるものとする。

ネブラスカ州

ネブラスカでは一八五五年に最初の準州議会が開かれ、一八五五―五六年法の第五章に「離婚および扶養料」と題し、はじめて規定が設けられた。Session Laws of Nebraska, 1855-56. の一五四頁以下にみられるが、こゝでは、参照できた資料の關係から The Revised Statutes of the Territory of Nebraska, 1866. の二二八頁ないし二三五頁によつた。両者の規定の内容は、全く同じである。

第五章 離婚および扶養料

第一条 (婚姻は判決なしに無効)

「婚姻について」と題される章の第三条により無効と宣言される婚姻は、なにも離婚判決なしに無効である。

第二条 (強迫または詐欺による合意)

当事者の一方が適法に合意できる年令に達していない時期に婚姻が挙式され、その後、かかる年令に達するまで、彼等が別居し、同居はしていないとき、または当事者の一

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

方の合意が強迫もしくは詐欺によつて得られ、しかもその後、当事者の自発的な同居は行われていなかったとき、婚姻は、取り消し得るものとみなされるものとする。

第三条 (離婚の申立書)

前記二カ条に列挙され、もしくは言及された原因のどれかを理由に、婚姻が無効と考えられ、またはその有効性に疑問があるとき、以下にこれと反対の規定が設けられる場合を除き、当事者の一方は、婚姻を取り消すため、当事者双方または一方が居住している郡の地方裁判所または衡平法裁判所に、申立書または訴状を提出することができ、かかる申立書または訴状は登録され、該裁判所に離婚のため申立書または訴状が提出されたときと同じく、訴訟手続が行われるものとする。そして、それに関する適法な証拠にもとづいて、無効判決により、無効が宣言されるものとする。

第四条 (婚姻はいかにして有効と宣言されるか)

それでも婚姻の有効性が、当事者の一方により否認されるか、または疑問とされるとき、他方当事者は、前記の方法により、婚姻の有効性を確認するため、訴状または申立書を提出することができ、その有効性に関する証拠にもとづいて、裁判所の判決により、有効と宣言されるものとする。

(六一七) 二二七

る。そして、かかる判決は、控訴審において破棄されないかぎり、すべての利害関係について終結的なものとする。

第五条 (判決なしに婚姻が解消)

当事者の一方が終身拘禁の刑の言渡をうけると、婚姻はそれにより、離婚判決または他の法律上の手続を要することなく、絶対的に解消されるものとする。そして、刑の言渡をうけた当事者に対して与えられるいかなる恩赦も、かかる当事者に、彼または彼女の配偶者権を回復させないものとする。

第六条 (離婚、いかにして判決されるか)

婚姻の絆からの離婚は、当事者の双方または一方の居住する郡の地方裁判所により、次のいずれかの場合に、被害当事者の申立書または訴状による請求にもとづいて、判決されることができる。

- 1 夫または妻により、姦通がなされたとき
- 2 当事者の一方が、婚姻のとき、肉体的に性交不能であったとき

3 当事者の一方が、どこか刑務所、拘留所または矯正院に、三年またはそれ以上の期間、拘禁すべき判決の言渡をうけたとき。そして、それを原因とする離婚後、

いかなる恩赦も、かかる当事者に、彼または彼女の配偶者権を回復させることはないものとする。

- 4 当事者の一方が他方を、正当の理由なく、二年間、故意に遺棄するとき

- 5 夫または妻が常習的酩酊者になるとき

第七条 (離婚を許す原因)

婚姻の絆からの離婚または寢床と食卓からの離婚は、肉体的暴力を用いるか、なにか他の手段によってなされるかを問わず、極端な虐待を理由に、または二年間、当事者の一方の完全な遺棄を理由に、判決を言渡されることができる。そして、夫が妻のために適切な扶養料を支払う充分な資力をもちながら、はなはだしく、または無法かつ無慈悲に、そうすることを拒否ないし怠るとき、妻の請求にもとづいて、同様の離婚判決を言渡されることができる。

第八条 (居所)

原告がこの準州に、申立を提起する直前六カ月間、居住していたのでなければ、または婚姻がこの準州で挙式されたのでなければ、離婚は許されないものとする。

第九条 (共謀または犯罪)

そのための申立書または訴状が、当事者の共謀にもとづいて調達または提出されたことが明らかになるときは、いつでも、離婚判決は言渡されないものとする。被告に対して責を問うのと同じ犯罪または非行について、原告が有責とされる場合も、同様である。

第十条 (申立書および訴状)

離婚の申立書または訴状は、夫と同様、妻により、彼女自身の名において、提出されることができる。そして、すべての場合に、被告は、かかる訴状に対し、宣誓なしに答弁することができる。

第十一条 (訴訟、いかに指揮されるか)

婚姻を取り消し、もしくは確認するか、または離婚のための訴訟は、衡平法裁判所における他の訴訟と同様の方法で、指揮されるものとする。そして、裁判所は、争点を判定し、訴訟費用を定め、かつ他の事件と同様に、その判決を強行する権限をもつものとする。

第十二条 (訴訟費用、いかにして支払われるか)

離婚または別居のために提起されたすべての訴訟において、裁判所は、その裁量により、夫に対し、その係属中、妻が訴訟を遂行または防禦することができるのに必要な

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

くらかの金額を支払うよう、要求することができる。そして、裁判所は、当事者の不利に訴訟費用を定め、その強制を許すことができる。もしくは、裁判所は、差し押えられたか、裁判所に委ねられたか、または管財人の手中にあるどれかの財産から、かかる費用を支払うよう命じることができる。

第十三条 (制限)

婚姻を取り消す訴訟、または婚姻の絆もしくは寢床と食卓からの離婚のための訴訟の申立書または訴状が提出されたのち、裁判所は、開廷期または休廷期のいつでも、妻の申立にもとづいて、訴訟の係属中、夫が妻の身体的自由にとのような制限を加えることも、禁止することができる。

第十四条 (未成年の子供の扶養)

裁判所は、同様の方法により、当事者の一方の申立にもとづいて、かかる訴訟の係属中、子供のため適切かつ必要であり、その利益になると思われる、当事者の未成年の子供の養育・監護および彼等の適当な扶養に関する命令を発することができる。

第十五条 (子供はだれのもとに留まるか)

婚姻を無効とする判決、または婚姻の絆もしくは寢床と

食卓からの離婚判決を言渡すに当り、裁判所はさらに、当事者の未成年の子供の養育・監護および扶養に関して、それが公正かつ適当であると思われる判決を言渡すことができ、そして、子供または彼等のうちのだれが、どちらの親のもとに留まるべきかを決定することができる。

第十六条 (裁判所は判決を変更することができる)

裁判所は、ときとして、その後、親の一方の申立にもとづいて、子供または彼等のうちのだれかの養育・監護および扶養に関するかかる命令を修正かつ変更し、そして、それらに関し、親の事情および子供の利益が要求する新たな命令を発することができる。

第十七条 (不動産の直接占有)

妻によってなされた姦通を原因とするものを除き、どの原因によるものでも、婚姻の無効または婚姻の絆からの離婚が言渡されるときは、いつでも、さらに夫が終身拘禁の判決をうけると、および寢床と食卓からの離婚のすべての場合において、妻は、あたかも彼女の夫が死亡と同様の方法により、彼女のすべての不動産を直接に占有する権利を与えられるものとする。

第十八条 (裁判所はさらに命令を発することができる)

前条に詳記された婚姻の解消および寢床と食卓からの離婚のすべてに関して、裁判所は、婚姻を理由として夫に帰した動産の全部、もしくはそれが公正かつ合理的と考える部分を妻に回復させるため、または彼女の夫により、彼女にその価額を金銭で支払わせるため、さらに命令を発することができる。

第十九条 (裁判所は受託者を任命することができる)

夫によってなされた姦通を理由とするすべての離婚、およびどれかの原因による寢床と食卓からのすべての離婚に関して、妻の動産のどれか、またはそれに代わる金銭が、前条で定められたように、彼女に与えられるべきとき、裁判所は、それを妻に譲渡し、または支払うよう命じる代わりに、裁判所によって任命された受託者に、信託にもとづいてそれを授与し、それによる収入を、裁判所が定める方法により、妻および婚姻より産まれた未成年の子供または彼等のうちのだれかの養育および扶養に当てるよう、命じることができる。

第二〇条 (受託者は保証金を支払う)

受託者はまた、裁判所によって命じられるとき、前記の収入並びに元本の処分について、妻および子供の境遇およ

が事情を考慮に入れ、裁判所が命じる割合と時期により、妻および婚姻より産まれた子供に、元本を支払うものとする。そして、前記の受託者は、彼等の信託を誠実に履行するため、裁判所が要求する保証金を支払うものとする。

第二条 (夫は宣誓のうえ、尋問されることのできる)

裁判所が前記の規定にしたがい、妻に彼女の動産のどれか、またはそれに代わる金銭を与えるのが適当と考えるときは、いつでも、かかる裁判所は、夫に対し、宣誓のうえ、婚姻を理由としてどの動産が彼のものになったか、それがいかにして処分されたか、そのうちのどの部分が現在も彼の手許に残っているか、明らかにするよう要求することができる。

第二条 (妻および子供の扶養に関する判決)

妻によってなされた姦通を原因とするものを除き、婚姻の絆からのすべての離婚およびどれかの原因による寢床と食卓からのすべての離婚に関して、妻に回復され、または与えられた不動産および動産が、彼女自身および彼女の監護・養育に委ねられる婚姻から産まれた子供の適切な養育および扶養に充分でないとき、裁判所はさらに、夫の資力、当事者の性格および境遇、そして、その場合のすべての他

の事情を考慮し、公正かつ合理的と判断するような、夫の動産の一部および彼の不動産からの扶養料を妻に与える判決をすることができる。

第三条 (妻はいづれ寡婦産の権利をもつか)

夫が終身拘禁の刑に処せられたことにより、婚姻が解消されるとき、および夫のなした姦通・不品行・酩酊または彼が三年もしくはそれ以上の期間、拘禁の刑に処せられたことを原因として、離婚判決が言渡されるとき、妻は、夫が死亡したと同様の方法により、彼の土地について、彼女の寡婦産の権利を取得するものとする。しかし、彼女は、他のどの離婚の場合にも、寡婦産の権利を取得しないものとする。

第四条 (夫はいづれ、不動産および動産を保有することができるか)

妻のなした姦通を理由に離婚判決が言渡されるとき、夫は、彼女の動産を永久に保有し、さらに、彼等双方が生存しているかぎり、彼女の不動産をも保有するものとする。そして、彼が彼女より長生きするとき、彼は彼女の不動産を、嫁夫産による不動産保有者として、彼自身の一生涯、保有するものとする。

第二五条 (裁判所は妻に生活の道を与えることができる)

前条に記載された場合に、裁判所は判決により、彼女の生活の道のため、かかる裁判所が必要と判断する程度まで、彼女の前記の動産および不動産またはそれからの収入を、妻に与えることができる。

第二六条 (扶助料の支払いに担保が要求される)

妻または子供のため、扶助料その他の扶養料を支払うべき判決が言渡されるすべての事件において、裁判所は、その支払のため、判決の条項にしたがい、夫により充分な担保が提供されるよう、要求することができる。そして、夫がかかる担保の提供を怠り、または拒否し、もしくは扶助料または扶養料の支払を履行しないとき、裁判所は、彼の動産および彼の不動産の賃料・収益を没収し、さらに収益管理人を任命し、かかる動産および不動産の賃料・収益を、前記の支払に当てさせることができる。

第二七条 (裁判所は判決を変更・修正することができる)

妻および子供のための扶助料もしくは他の扶養料、またはそれらのいづれかに関する判決ののち、ならびに、さきに規定された妻または子供の利益のためにどれかの財産を受領し、保有すべき受託者を任命する判決ののち、裁判所

は、ときとして、当事者の一方の申立にもとづいて、かかる扶助料または扶養料の額またはその支払に関する判決、さらに信託として保有される財産の元本および収入の配分および支払に関する判決を修正し、変更することができる、また、かかる裁判所が当初の訴訟において決定した、これらの事項のどれかに関して、なんらかの判決をすることができる。

第二八条 (子供の嫡出性)

妻によってなされた姦通を原因とする離婚は、婚姻より産まれた子供の嫡出性に影響を及ぼさないが、かかる子供の嫡出性は、問題となるとき、その場合の証拠にもとづいて、裁判所により決定されることができる。そして、それぞれの場合において、訴訟の開始前に懐胎されたすべての子供の嫡出性は、反対の事実が示されるまで、推定されるものとする。

第二九条 (同じ)

当事者の一方の不適合。精神病または白痴を理由に婚姻が解消されるとき、婚姻より産まれた子供は、すべての点において、婚姻のとき、契約締結の能力のあった親の嫡出子とみなされるものとする。

第三〇条 (前婚)

いづれか一方の前婚を理由に婚姻が解消され、そして後婚が善意で、しかも当事者が先の妻または夫は死亡したものと充分に信じて、締結されたことが明らかになるとき、この事實は離婚または婚姻取消の判決のなかにのべられるものとし、また訴訟の開始前にかかる後婚より産まれた子供は、婚姻のとき、契約締結の能力のあった親の嫡出子とみなされるものとする。

第三一条 (血族関係)

当事者間に血族関係のあることを理由に禁止されているどれかの婚姻、または白人と黒人の間のどれかの婚姻が無効判決により解消されるとき、婚姻より産まれた子供は、非嫡出子とみなされるものとする。

第三二条 (刑罰)

だれでも婚姻の絆から離婚されたのち、原因のいかんを問わず、同居するとき、彼等は、姦通に対して法により規定されるすべての刑罰について、責任を負うものとする。

第三三条 (婚姻、いかにして取り消されるか)

当事者の一方が適法に合意できる年令に達していなかったという理由により、婚姻の取消を請求する訴状は、かか

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

る未成年者について監護権をもつ親または監護者により、提出されることができる。しかし、いかなる場合でも、かかる婚姻は、婚姻のとき適法に合意できる年令に達していた当事者の申立にもとづいて、取り消されることはないし、また彼等が合意できる年令に達したのち、自由に、夫および妻として同居したことが明らかになるときも、同じである。

第三四条 (同じ)

精神病または白痴を理由とする婚姻取消の訴状は、かかる白痴者または精神病者の代理人として訴訟を遂行することを裁判所によって許可された、だれかにより、提出されることができる。

第三五条 (心神喪失者)

心神喪失者の婚姻は、また、本心に回復したのち、心神喪失者の申立にもとづいて、無効と宣言されることができ。しかし、心神喪失者が健全な精神を回復したのちも、夫および妻として、当事者が自由に同居したことが明らかになるとき、かかる取消判決は言渡されないものとする。

第三六条 (暴力または詐欺)

暴力または詐欺を理由に取り消された婚姻より産まれた

子供があるとき、裁判所は、彼等の監護を無責当事者に与える判決をするものとする。そして、また、有責当事者の不動産および財産より、彼等の教育費および扶養料を支出すべく定める判決をすることができる。

第三七条 (肉体的無能力)

当事者の一方の肉体的無能力を理由とする婚姻取消の訴訟は、被害当事者より、その人の無能力が主張されている当事者に対してのみ、維持されるものとし、またすべての事件において、婚姻の挙式より二カ月以内に提起されるものとする。

第三八条 (自白および自認)

離婚および婚姻取消の判決は、当事者の供述、自白または自認のみにもとづいて与えられないものとし、裁判所は、すべての事件において、その目的のために訴状において主張された事実に関する他の満足のいく証拠を要求するものとする。

第三九条 (いかなる場合に、裁判所は離婚請求を棄却することができるか)

姦通を理由に提起された離婚訴訟において、姦通の事実が立証されたとしても、裁判所は、次の場合に、離婚請求

を棄却することができる。

- 1 犯罪が原告の周旋により、または承認を得て行われたことが明らかになるとき
- 2 訴えられている犯罪が被害配偶者によって容赦され、そして、かかる容赦が明示の証拠または犯罪を認識した当事者による自発的な同居により、証明されるとき
- 3 明示の容赦が行われず、自発的な同居もなかったとき、非難されている犯罪が原告により発見されたのち、訴訟が五年以内に提起されなかったとき

第四〇条 (扶養料支払の命令)

寢床と食卓からの離婚の申立の場合、かかる離婚は言渡されなくとも、事件の性質がそれを適切かつ相当とするところにしたがい、裁判所は、妻および子供または彼等のうちのどれかの養育・扶養の費用を夫に負担させ、または彼の財産から支出させる旨を命令することができる。

第四一条 (いつ、判決が取り消されるか)

寢床と食卓からの永久または一時的離婚の判決が言渡されるとき、その後、いつでも、裁判所が強い規制または制約のもとで、当事者による共同の申立により、しかも、彼等の和諧に関する満足のいく証拠を提出することにより、

取り消されることが出来る。

第四二条 (いつ、妻は準州の住民とみなされるか)

前示二カ条のいずれかの規定のもとで、妻が、夫に対し訴状を提出するとき、この準州内に居住しておれば、彼女は、彼女の夫がどこかに居住していても、それについては、住民とみなされるものとする。

ニューヨーク州

ニューヨークが州になった翌年、一七八九年三月三十日に制定された最初の離婚法は、姦通を理由とする場合にかぎり、大法官裁判所が配偶者の請求にもとづいて離婚判決を言渡す権限をみとめた。その後、一八一三年四月十三日法および一八二四年四月十日法も離婚に関する規定を設けたが、それらの内容は知ることができないので、ここでは右の諸法をうけついでと思われる一八三〇年の修正法 (the Revised statutes of the State of New York) のなかで、第三章「家族関係」―第一節「夫および妻」の第三款ないし第五款において、第三八条ないし第六〇条として、前修正法の第三卷の二三五頁ないし二三九頁に掲載されている部分を紹介する。

第三款 「婚姻契約を解消する離婚」

(婚姻が姦通を理由に解消されることが出来る場合)

第三八条 次のいずれかの場合、夫または妻によって姦通がなされたときは、いつでも、控訴裁判所により離婚判決が言渡され、婚姻は解消されることが出来る。

1 犯罪がなされたとき、夫婦の双方がこの州の住民であった

2 この州内で婚姻が挙式され、または行われ、そして、被害配偶者が、犯罪のなされたとき、および原告の訴状が提出されたときに、現実にこの州の住民であった

3 犯罪がこの州内で行われ、被害配偶者が、原告の訴状が提出されたときに、現実にこの州の住民であった

(妻による訴状。答弁書)

第三九条 離婚の訴状は、夫と同じく、妻により、彼女自身の名で提出されることが出来る。すべての場合に、被告は、かかる訴状に対し宣誓または確約なしに、答弁することが出来る。

(争点は陪審により審理される)

第四〇条 非難されている犯罪が否認されるとき、裁判所は、

答弁書により争われている事実を、どこかの巡回裁判所で、郡の陪審により審理するため、仮装争点を作成するよう命じるものとする。裁判所は、かかる審理のため特別陪審の選定を命じ、また陪審員の名簿の調達および選定に必要な命令を発し、さらに、裁判官が必要と判断するたび毎に、かかる争点の再審理または続審を許すことができる。

(ある場合には、仲裁人が証拠を調べる)

第四一条 非難される姦通が答弁書により自認され、または訴状の内容が被告に不利に自白されるとき、裁判所は基礎事実を仲裁人に付託し、非難される事実の証拠を調べ、それに関する彼の意見をそえ、裁判所に報告するよう命じるものとする。そして、事件は、終局判決が言渡される前にかかる証拠および報告にもとづいて、審理されるものとする。

(姦通が立証されても、離婚請求が棄却される場合)

第四二条 姦通の事実が立証されても、次の場合、裁判所は離婚請求を棄却することができる。

- 1 犯罪が原告の周旋により、または承認を得て、なされたことが明らかになるとき
- 2 非難される犯罪が被害配偶者によって容赦され、か

かる容赦が明白な証拠により、または、事実を認識したうえ、当事者が自発的に同居したことにより、立証されるとき

- 3 明示の容赦および当事者の自発的な同居はないが、訴訟が、非難される犯罪が原告によって発見されたのち、五年以内に提起されなかつたとき

- 4 無責であれば被告に離婚が許されないような事情のもとで、原告にも姦通の責のあることが立証されると

とき (訴訟が妻によって提起されるとき、子供の嫡出性)

第四三条 妻が原告となるとき、訴状の提出以前に彼女が産み、または懐胎した、婚姻によるどの子供の嫡出性も、婚姻解消の判決によって影響をうけないものとする。

(夫が原告となるとき)

第四四条 夫が原告となるとき、非難される犯罪のなされた以前に産まれ、または懐胎された子供の嫡出性は、判決によって影響をうけないものとする。しかし、妻の他の子供の嫡出性は、事件における証拠にもとづいて、裁判所により決定されることができる。すべてかかる場合、訴訟の開始以前に懐胎されたすべての子供の嫡出性は、反対の事実

が示されるまで、推定されるものとする。

(妻による訴訟の場合、妻および子供の扶養)

第四五条 妻が原告であり、婚姻を解消する判決が言渡されるとき、裁判所はさらに、当事者それぞれの事情を考慮し、適切と判断するところにしたがい、被告に対し、婚姻より産まれた子供の養育料を支払うこと、および妻の扶養のため、扶養料を原告に支払うことを強制する判決をし、または命令を発することができる。

(かかる場合、妻はある財産を保留することができる)

第四六条 妻が原告であり、婚姻を解消する判決が言渡され、しかもかかる判決言渡のとき、彼女がどれか不動産の所有者であるか、または彼女の夫によって託され、彼女自身の労働によって獲得され、遺贈または他の方法で彼女に与えられ、もしくははだれか近親の無遺言死亡により、彼女に権利が与えられる、なんらかの動産または債権を彼女が所有しているとき、すべてかかる不動産・動産または債権は、彼女の単独かつ絶対的な財産であるものとする。

(夫によって提起された訴訟による離婚は、妻の財産に対する彼の権利に影響を及ぼさない)

第四七条 夫が原告であり、婚姻を解消する判決が言渡され

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

るとき、被告によって所有されるどれかの不動産およびそれに関する賃料・収益に対し、判決言渡のとき原告の所有する権利は、かかる婚姻の解消により、奪われ、またはそこなわれることはないものとする。そして、彼はまた、かかる判決言渡のとき、被告の所有または占有に属する動産および債権につき、婚姻が継続されたと同様の方法により、権利をもつものとする。

(姦通により喪失される妻の寡婦産、等々)

第四九条 この款の規定にしたがい、婚姻が解消されるときは、いつでも、原告は、被告の生存中、再婚することができる。しかし、姦通につき有罪と宣告された被告は、原告の死亡するまで、再婚することはできないものとする。

第四款 別居または制限離婚について

(妻の申立にもとづいて別居判決を言渡すことができる)

第五〇条 寝床と食卓からの永久または一時的別居は、控訴裁判所により、次の場合に、妻の申立にもとづいて、判決されることができる。

- 1 この州の住民であるどの夫および妻の間でも
- 2 婚姻がこの州内で挙式され、または行われ、しかも

原告の訴提起のとき、妻が現実の住民であるとき

3 婚姻がこの州外で行われ、当事者がこの州の住民となり、少くとも一年間とどまっており、しかも妻が彼女の訴提起のとき、現実に住居しているとき

(彼等がそれを理由に判決をうけることのできる原因)

第五一条 かかる別居は、次の原因にもとづいて、判決されることができぬ。

1 夫による妻の虐待的・非人道的処遇

2 夫の側の妻に対する、彼女が夫と同居するのを危険かつ不適当とするような行為

3 夫による妻の遺棄および彼のための扶養料の支払を拒否し、または怠ること

(訴状の必要要件)

第五二条 すべてかかる事件の訴状は、彼女がそれをよりどころとする申立の種類および事情を十分に詳細にし、合理的な正確さをもつて、時および場所をのべるものとする。

(抗弁)

第五三条 被告は、かかるどの訴訟においても、弁明するため、原告の非行を立証することを許されることができぬ。

そして、裁判所の満足のいくまでかかる抗弁を立証すると

き、訴状は棄却されるものとする。

(別居に加え、扶養に関する判決)

第五四条 かかる訴訟において、別居判決に加え、裁判所は、事件の種類および事情が必要とする判決をすることができ、さらに夫により、または夫の財産により、妻および彼女の子女または彼等のうちのだれかを適切に養育および扶養するため、公正かつ相当と思われる命令および判決をすることができぬ。

(別居判決が言渡されなくとも)

第五五条 寝床と食卓からの別居判決がなくとも、裁判所は、夫により、または夫の財産により、妻および彼女の子供、または彼等のうちのだれかを養育および扶養するため、事件の種類および事情がそれを適切かつ相当とする命令または判決をすることができぬ。

(判決、いつ取り消されるか)

第五六条 永久または一時的別居の判決が言渡されたとき、その後、いつでも、それが言渡された裁判所により、当事者の共同の申立にもとづき、しかも、彼等の和諧に関する満足のいく証拠が提出されることにより、取り消されることのできる。

第五款 前の二款に適用される通則

(妻はいづつ住民になるか)

第五七条 前の二款のいずれかの規定のもとで、妻が、彼女の夫に対して訴状を提出するとき、この州内に居住しているならば、彼女の夫が他のどこかに居住していても、彼女はそれに関して、住民とみなされるものとする。

(訴訟に関する支出および訴訟費用)

第五八条 離婚または別居のいずれかのために提起されたすべての訴訟において、裁判所は、その裁量にもとづいて、夫に対し、それが係属中、妻が訴訟を遂行することができるようにするため、ある額の金銭を支払うよう要求することができ、そして、裁判所は、当事者の一方に対して訴訟費用を支払うよう判決し、それを強行することができ、またかかる訴訟費用が、差し押えられた財産のどれかから、または裁判所の掌中もしくは収益管理人の手に、支払われるよう命じることができる。

(子供の養育等に関する命令)

第五九条 夫からの離婚または別居のため、妻によって提起されたどの訴訟においても、それが係属している裁判所は、

アメリカ諸州にみる初期の離婚法

事件が係属中、終局審理のとき、またはその後、必要に応じて、婚姻より産まれた子供の養育・監護および教育のため、必要かつ適当と思われる命令を発し、さらにその後、いつでも、かかる命令を取り消し、変更し、または修正することができる。

(妻および子供の養育等に関する命令は、いかにして強行されるか)

第六〇条 夫に対し、彼の子供の養育料または彼の妻の扶養料を支払うよう要求する命令または判決をするときは、いつでも、裁判所は、夫に、かかる養育料または扶養料のため、合理的な担保を提供するよう要求することができる。

そして、被告がかかる担保の提供を無視し、もしくは拒否するとき、または彼および彼の保証人がかかる養育料および扶養料の支払を怠るとき、裁判所は、彼の動産および不動産の賃料・収益を差し押えることができ、そして、それに関する収益管理人を任命し、かかる動産および不動産の賃料および収益を、裁判所がときに応じて公正かつ合理的と判断するような養育料および扶養料に当てさせることができる。